

○工学院大学グローバルエンジニアリング学部の教育研究上の目的に関する  
規則

(平成20年6月20日)  
改正

(本規則設置の目的)

第1条 この規則は、工学院大学学則第1条に則り、グローバルエンジニアリング学部の学部・学科における人材養成等教育研究上の目的を定めるものである。

(グローバルエンジニアリング学部の教育研究上の目的)

第2条 本学部は、充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える目を養い、さらに世界を舞台に活躍する将来を想定した実践的かつ幅広い教育により世界で通用するグローバルエンジニアを養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会をささえる科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(機械創造工学科の教育研究上の目的)

第3条 本学科は、前条に定めるグローバルエンジニアリング学部の教育研究上の目的を踏まえ、グローバルエンジニア育成のための多様な工学分野にわたる問題を解決する幅広い基礎・先進工学知識を土台に、コミュニケーション力、国際理解力、創造力、マネジメント力などを養い、世界で通用するグローバルエンジニアを養成し、もって「持続型社会をささえる科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか本学部の教育研究に必要な事項は別に定める。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。